

平成17年2月1日

障害者自立支援給付法案についての意見  
(公明党厚生労働部会)

1. 法案の名称等

○「障害者自立支援給付法」を「障害者自立支援法」とすべき(障害者団体)

\*できる限り適切な名称とするべき

○「法の目的」及び「市町村等の責務」

「その有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の生活実態を踏まえて」→「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、またその社会参加を促進するため、障害者等の生活実態を踏まえて」

\*下線の追加を行うべきである(すべての障害者が自立した日常生活又は社会生活を営めるわけではない)。

2. 自立支援給付等の支給決定の手続きについて

○「支給決定に際し、市町村は、必要に応じて、障害給付審査会に意見を聞く」  
→削除すべき(障害者団体)

・障害給付審査会の機能として、1) 障害程度区分の二次判定と2) 非定形的な支給決定案等の場合がある。

\*障害給付審査会を設置しないことは給付の公平・公正を図る観点から困難。むしろ障害者の生活実態に即して適切な判断を下すことを求めることが適当。

○障害給付審査会の実施の具体的な規定(回数・人材の確保)については現場の状況を踏まえ対応すべき(大阪市)

\*障害給付審査会の設置の趣旨をふまえて当該自治体で適切な対応ができるよう弾力的な運用を認めるべき。

○「サービス支給決定においては、基準にとらわれず個別のニーズを踏まえた弾力的な対応が必要」(大阪市)

「障害給付審査会の非定形的な給付について長時間ヘルパー利用者のニーズを認められるようにすべき」(障害者団体)

\*非定形的な支給決定において、弾力的な運用が必要。